

取扱区分：「公開」

平成29年第4回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年4月10日(月)10時11分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第4回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年4月10日（月） 午前10時11分 ～ 10時48分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第13号	農地転用事業計画変更承認申請について	6件
報告第18号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第19号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	7件
報告第20号	非農地証明について	7件
報告第21号	農地法第18条の規定による合意解約通知について	1件
報告第22号	農地所有適格法人報告書の提出について	2件

4 出席委員

第1番	山崎光夫君	第2番	水井規雅君
第3番	秋貞啓子君	第4番	白石純治君
第5番	有馬俊雅君	第6番	小林一雄君
第8番	長谷川和美君	第9番	杉村龍男君
第10番	藤井和典君	第11番	梅田洋治君
第12番	椎木人志君	第13番	大江静人君
第15番	江波一男君	第16番	田中榮作君
第17番	野村一男君	第18番	藤井孝君
第19番	笠井保雄君	第20番	松岡清治君

第21番 藤 井 澄 子 君
第22番 大 田 幹 代 君
第23番 歳 光 時 正 君
第24番 杉 村 洋 治 君
第26番 福 田 栄 司 君
第27番 山 崎 弘 子 君
第28番 林 定 子 君
第29番 村 木 実 君
第30番 松 田 孝 行 君
第31番 岩 田 学 君 (職務代理者)
第32番 西 田 孝 美 君 (会長)

5 欠席委員

第7番 高 橋 恵 君
第14番 弘 中 壽 君
第25番 藤 井 允 雄 君

6 関係人

農林課 課長 中 村 光 男
農林課 係長 金 清 雅 彦
農林課 主査 松 田 康 仁

7 事務局職員

局 長 隅 浩 二
次 長 藤 井 豊
次長補佐 小 西 美佐江
書 記 時 重 智 一

事務局長

皆さん、改めまして、おはようございます。

4月1日付けの人事異動についてご報告いたします。

【人事異動報告】

【局長挨拶】

次長補佐

【次長補佐挨拶】

事務局長

続きまして、農林課の職員で農業委員会と関係する職員の異動につきましては、●●農林課長よりご紹介等をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

農林課長

【課長挨拶・職員紹介】・・・●●課長

【29年度予算概要説明】・・・●●課長

ここで、農林課の皆さんは退席されます。ありがとうございました。

事務局長

次に、先月の3月10日の第3回総会におきまして、報告第17号「農業生産法人報告書の提出について」の審議の中で、事業年度と報告書の提出日において整合性がなく間違っているのではないかとご指摘、ご質問があり、確認して、次回の総会において報告させていただくことになっておりますことから、本日、次長の方から説明させていただきます。

事務局次長

【次長が報告説明】

事務局長

以上でございます。

次に、携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願いいたします。

それでは、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中29名でございます。周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

本日の欠席は、第7番高橋 恵委員、第14番弘中 壽委員、第25番藤井允雄委員の3名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会（午前10時11分～）

議長

それでは只今より、平成29年第4回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第5番、有馬 俊雅委員さん、第15番、江波 一男委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第11号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、3筆の2,943平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の畑、1筆の175平方メートル、合計、4筆の3,118平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢で後継者もないことから耕作困難なため譲り渡すとされ、譲受人は、譲渡人からの申出により、申請地を今回、譲り受けられ経営規模の拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項第1号から7号までの農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規

定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は143アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第23番

23番の●●です。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請、番号1についてご報告をいたします。4月2日、日曜日、現地において、譲受人と●●会長及び私の3名で立会い、譲渡人は来られないので、電話で確認をいたしました。

まず、現地ですが、●●市営住宅から東へ約200メートル離れたところにあります。大字●●●●●278-1、1、575平方メートルが3枚、現在耕起されております。同じく、●●●287-1、1、227平方メートル3枚、これも同じく現在耕起されております。同じく、●●●287-3が1枚、大字●●●●●316-1、175平方メートルが1枚、計8枚でございます。そこに譲渡理由が載っていますが、譲渡人は高齢で後継者もないため、今回贈与による所有権移転をするものであります。譲受人●氏は34歳と若く、現在ファーム●●●●●に在籍し、農業をしながら、本人も利用権の設定をし、現在1.1ヘクタールの水田を耕作しております。非常に農業に前向き、また、熱心であります。

今回の農地も●●●278-1、287-1については水稻で、また●●●287-3は畑で、●●316-1は果樹等を植える計画でございます。将来的にはハウスを建て野菜も作りたいと考えておるようです。調査項目に従い調査を行いました、問題ないと思います。よろしくご審議頂き報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、3筆の合計1,592平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、遠方に住んでおり耕作できないため、譲受人は、相手からの強い要望と申請地が自宅に近く管理しやすいことから、今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項1号から7号までの農地の権利移動の制限に関する事項について、それぞれご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規

定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は83アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、柿、梅などの果樹を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番

3番●●です。譲渡人は、遠方に在住のため、申請地を耕作することが不可能という事で、譲受人は、申請地の近隣に居住され、この度所有権を取得されたい旨の申請がございました。

事情があつて、本人との確認は取れなかったのですが、この申請地取得につき、事務局の方へ3度相談に来られたということで、果樹を植えると決められることになったとのことです。

譲受人は、自宅近くの農地を他にもすでに借り受け耕作しておられますので、耕作については可能と思われます。

どうぞご検討下さい。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、1筆の1,097平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、貸出人は借受人からの強い要望により貸し出すとされ、借受人は、親の農地を借り受け新規就農されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

なお、農機具については親から借り受けて使用されるとのことです。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

なお、両親もお手伝いするとのことです。

第5号の下限面積要件ですが、他市において利用権設定されている耕作面積22アールを含めて取得後の農地は33アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、使用貸借権ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的

な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

13番●●でございます。4月7日現地において、貸出人と面談し、調査したので報告いたします。借受人とは、電話にて申請について間違いはないか確認いたしました。申請人の借受人、貸出人は親子でございます。現地の状況は、昨年まで水稻栽培し、現在は耕作されており、管理の状態は良好です。借受人は新規に農家になるため、申請地の外、●市の農地、2,260平方メートルを利用権設定により借り受け、33アールを耕作するものでございます。どうかご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いいたします。議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番について、ご説明いたします。

申請人は、周南市に居住している会社員の方です。

現在、借家住まいで手狭なため、子供の成長に伴い自己用住宅を建築するものです。又、譲渡人は、高齢で耕作も困難となり、農業後継者もいないことから今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●支所から南西へ約1.4キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●●●●字●●●1961番5、地目は「田」、地積は269平方メートル、同じく大字●●●●●字●●●1964番1、地目は「田」、地積は293平方メートル、計562平方メートルでございますが、中央部分に農地以外の地目雑種地が29平方メートルございまして、一体利用面積としましては、591平方メートルとなります。又、非農家の場合の自己用住宅の面積の取扱いにつきましては、概ね500平方メートル以下であることとされており、当申請地は、91平方メートル超えております。理由としましては、道路天より敷地が低く、約25センチメートル程度盛土を行うことによる盛土法面、又、隣接の用排水路に土砂が流れ込まないようにステップを1メートル程度とる事で、宅地として利用できない面積が92.55平方メートル発生しており、先程の一体利用面積の591平方メートルから92.55平方メートルを引いた面積498.45平方メートルが、有効利用敷地面積となります。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、立面図、及び求積図を表示)

分間図でございます。

土地利用計画図でございます。

立面図でございます。

続きまして、先程ご説明しました、利用できない箇所の求積図でございます。

(スクリーンに写真を表示)

現地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資内定書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番の●●です。第1番について、去る4月1日に現地を確認するとともに、4月4日に譲渡人と両者の代理人と、また、4月8日に譲受人と確認しましたので報告します。

現地は先ほど報告にありましたように、草刈り等はなされ、管理はされていましたが、作物が植えられた形跡はありませんでした。北側と南側には民家が建ち、東側は道路に面し、西側は三角形の角地となっており、周りに農地はありませんでした。

さて本件は、譲受人が現在借家住まいであり、将来を考え自宅を建築する

ことを考えていたところ、知り合いから紹介を受け、妻の仕事の観点からも広い面積が必要であることから適地であると思い決めたとのことでした。一方、譲渡人は夫が亡くなり、今後耕作をする者がいないことから売買に同意したとのことであり、夫が病気後、数年は作物を植えていないとのことでした。

なお、転用面積が500平方メートルと基準を超えていましたことから、代理人に確認したところ、南側に水路の法面を設けるとの説明を受けました。その他必要書類も確認しました。特に問題はないと思います。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして議案第13号につきまして、この案件は、申請者が同一、変更内容も同一、箇所も同一地区ですので一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、議案第13号「農地転用事業計画変更承認申請について」を、ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。

申請人は、●●市に本店がある老人福祉業者です。

当初、診療所の建設予定で、平成27年7月1日付で農地法第5条の許可を受けておりましたが、隣接地が老人福祉施設の老人ホームであり、一体利用の方が事業の運営上良いことから、老人福祉施設に計画を変更したいと

いう事と期間延長も含めて、今回提出されたものでございます。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から北へ約900メートルのところに位置しております。申請地の所在につきましては、大字●●字●●3511番1、地目は「田」、地積は145平方メートルでございます。

続きまして、字●●3511番6、地目「畑」、地積は124平方メートル、続きまして字●●3516番、地目「畑」、地積は165平方メートル、続きまして字●●3517番2、地目「畑」、地積は165平方メートル、続きまして字●●3517番1、地目「田」、地積は302平方メートル、続きまして字●●3518番1、地目「田」、地積は237平方メートル、続きまして3519番1、地目は「田」、地積は1,068平方メートル、最後に字●●3520番3、地目「田」、地積は205平方メートルで、計8筆の2,411平方メートルでございます。

尚、現在の土地の状況でございますが、許可日の平成27年7月1日から工事に着手し、平成27年10月中旬に造成工事が完了し、平成27年10月22日付で、開発指導室より検査完了通知書を受領しております。

(スクリーンに土地利用計画図及び建物の立面図を表示)

土地利用計画図でございます。

建物の立面図でございます。

次に、事業計画変更の承認についての判断基準について、ご説明いたします。

まず、許可の取り消し処分を行った場合には、旧所有者が農地として効率的に利用されるかが問題になりますが、そうとは言えないこととなります。

許可目的の変更が事業者の故意ではないと認められるかどうかですが、故意ではないと認められます。なぜならば、先程もご説明しましたが、隣接が老人ホームであり、一体利用した方が事業の運営上良い、又、経済的にも無駄がないと判断されます。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺の地域の農業への影響は、従前の計画と比べて同等であると認められます。

以上承認許可基準につきましては、全て満たしていると認められます。

よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

10番の●●でございます。議案第13号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明いたします。4月4日に、申請者と現地で内容の説明を受けました。その内容についてご報告いたします。

番号1から6は、地番や登記地目は違いますが、農地改良工事により造成した時に一面の畑地になっています。8筆で2,411平方メートルです。事業計画も同一面に対するものですから、一括して説明いたします。平成27年7月1日で、5条の許可が下りて、歯科、内科、心療内科の医療施設を開設する準備を進めていたようでございます。医者も確保し、医者の意見も聞きながら検討をした結果、公道から50メートル程度中に入った現在の場所では、医療施設の運営営業上、芳しくないとの結論になったということでございます。対象につきましては、老人ホームの入居者及び近隣住民、過疎地域へのサービスを考えているとのことでございます。医療施設は、公道に面した便利な場所、これは農地ではないと聞いておりますけれど、近隣に確保したので、これからその場所に医療施設を開設するというところでございます。従いまして、医療施設建設を予定しておりました場所には、1戸建ての老人福祉施設を建設することに計画変更したいということでございます。隣接地には、老人福祉施設、老人ホームがあり、一体で利用した方が事業の運営管理する上でも良いと判断されたようでございます。周囲は田、川、老人ホームがでございます。下水道も完備されており、雨水は側溝から川へ流れるので別に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号の1番から6番につきまして、一括して採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第13号は承認することと決定いたします。

議長

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第18号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第18号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のもので転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第18号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、どうぞ。

第9番

1番ですけど、総事業面積はいくらですか。

事務局次長

隣地が272.88平方メートルありますので、一体で、372.88平方メートルとなります。

議長

●●委員さん、よろしいですか。

第9番

はい。

議長

他にございませんか

他に発言がないようですので以上で報告第18号を終わります。

続きまして、報告第19号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。報告第19号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は7件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第19号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第19号を終わります。

続きまして、報告第20号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第20号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目

の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は7件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第20号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第20号を終わります。

続きまして、報告第21号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第21号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました旨、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第21号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第21号を終わります。

続きまして、報告第22号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第22号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は2件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、及び役員要件をそれぞれ充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長

只今の報告第22号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので以上で報告第22号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第4回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時48分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年4月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 有 馬 俊 雅

委 員 江 波 一 男